

### 学校感染症の出席取り扱いについて

下記の学校感染症にかかった場合は、学校保健安全法の規定により「出席停止」となります。医師の指示に従い、出席停止期間中はしっかり休ませ、きちんと治してから登校させてください。なお、医師から登校の許可が下りましたら「感染症罹患・登校届」に必要事項を記入し、担任へ提出してください。（診断書や完治証明書の提出は必要ありません）

感染症の種類		出席停止期間	
第一種	インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで	
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで	
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	腫れが出た後5日を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで	
	風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで	
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消失した後2日を経過するまで	
	結核	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
第三種	その他の感染症	腸管出血性大腸菌感染症	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
		流行性角結膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
		急性出血性結膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
		溶連菌感染症	適正な抗菌剤治療開始後 24 時間を経て全身状態が良ければ登校可能
	手足口病	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可	
	感染性胃腸炎（流行性嘔吐下痢症）	下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善されれば登校可能	
	マイコプラズマ肺炎	急性期は出席停止、全身状態が良ければ登校可能	

### 感染症罹患・登校届（インフルエンザ以外の感染症）

学校長 殿

下記の感染症について、医師より感染の恐れがないと認められましたので登校させます。

年 組 番 氏名

医療機関名： **☎** (      )

診 断 名：

登校を許可された日： 月 日 (      ) より登校可

令和 年 月 日

保護者名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_